

基 発 1 1 1 8 第 2 号  
平成 25 年 11 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」の  
施行等に伴う関係通達の改正について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 122 号）及び労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 342 号）の趣旨等については、平成 25 年 11 月 1 日付け基発 1101 第 6 号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行及び「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する告示」の適用について」をもって示したところであるが、これに伴い関係通達を別紙のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達は平成 25 年 11 月 30 日から施行するものとする。

関係通達の改正

1 昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について」の改正

(1) 記の第 1 を次のように改める。

第 1 削除

(2) 記の第 2 の 3 の (2) のハ中「附款を付すことにより、名簿（告示様式第 34 号の 7 別紙）によって」を「附款及び申請書により」に、「名簿」を「申請書」に改める。

(3) 記の第 2 の 3 の (3) 中「別紙」を削る。

(4) 記の第 2 の 3 の (4) のニ中「別添 3」を「別添 2」に、「特様式第 7 号」を「特様式第 3 号」に改める。

(5) 記の第 2 の 4 の (2) のイの表題中「名簿」を「加入者」に改め、同イ中「附款を付すことにより、名簿（告示様式第 34 号の 10 別紙）によって」を「附款及び申請書により」に、「名簿」を「申請書」に改める。

(6) 記の第 2 の 4 の (2) のロの表題中「別紙」を削り、同ロ中「別紙」を削り、「業務」を「業務又は作業」に改める。

(7) 記の第 2 の 8 の (1) の標題中「告示様式第 34 号の 9」を「則第 46 条の 25 の 3、告示様式第 34 号の 8」に改める。

(8) 記の第 2 の 8 の (1) のイ中「別添 1」を「別添 3」に、「特様式第 1 号」を「特様式第 1 号の 2」に改め、末尾に「また、脱退の不承認の通知は、別添 4 の通知書（特様式第 3 号の 2）により行うこと。」を加える。

(9) 記の第 2 の 8 の (2) 中「別添 4」を「別添 5」に改める。

(10) 記の第 2 の 11 の (2) 中「別紙」を削る。

(11) 別添中別添 1 及び別添 2 を別紙別添 1 及び別紙別添 2 のとおり改め、別添 3 を削り、別添 4 を別添 5 として別紙別添 5 のとおり改め、別添 3 及び別添 4 を別紙別添 3 及び別紙別添 4 のとおり加える。

2 昭和 44 年 3 月 7 日付け基発第 112 号「労働組合の役員等に対する労働者災害補償保険法の適用について」の改正

本文中「労災保険事務」を「労働保険事務」に、「労災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改める。

3 昭和 45 年 10 月 12 日付け基発第 745 号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の改正

(1) 記の 3 の (1) 中「名簿」を「申請書」に、「③ロ」を「④の「業務災害

の防止に関する措置の内容を記載した書類」欄」に改める。

(2) 記の4の(2)中「〔別紙〕」を削る。

(3) 記の4の(4)中「労災保険事務」を「労働保険事務」に、「労災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改める。

(4) 記の5の(1)のイの(イ)中「〔別紙〕」を削る。

4 昭和52年3月30日付け基発第192号「労働者災害補償保険等の一部を改正する法律の施行(第4次分)等について」の改正

記の10の(3)中「に添付して提出する名簿(申請書別紙)」を削り、「名簿に登載する者」を「加入者」に改める。

5 昭和55年3月31日付け基発第156号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の改正

記の2の(1)のハの(イ)中「別紙」及び「〔別紙〕」を削る。

6 昭和62年3月30日付け基発第175号「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断時の実施等について」の改正

(1) 記の7の(2)中「別紙」、「の備考欄」及び「、その写しを所轄署長あて回付し、また」を削る。

(2) 記の8の(2)のイ中「別紙」を削る。

(3) 記の8の(2)のロ中「別紙」を削る。

(4) 記の8の(2)のハ中「別紙特様式第7号」を「特様式第3号」に改める。

(5) 記の8の(2)のニ中「の別紙」及び「別紙」を削る。

(6) 別紙中特様式第1号、特様式第3号及び特様式第7号を削る。

7 平成元年3月23日付け基発第135号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の改正

(1) 記の第2の2の(2)のロ中「とし、特別加入申請書の別紙の添付は必要がないこと」を削る。

(2) 記の第2の2の(2)のニ中「別紙(2)の」を削り、「別紙(3)」を「別紙(2)」に、「別紙(4)」を「別紙(3)」に改める。

(3) 記の第2の2の(3)のハ中「別紙(5)」を「別紙(4)」に改める。

(4) 記の第2の2の(4)のイ中「別紙(6)」を「別紙(5)」に改める。

(5) 記の第2の2の(5)のハ中「別紙(7)」を「別紙(6)」に改める。

(6) 別紙中別紙(1)を別紙別添6のとおり改め、別紙(2)を削り、別紙(3)

を別紙（２）とし、別紙（４）を別紙（３）とし、別紙（５）を別紙（４）とし、別紙（６）を別紙（５）とし、別紙（７）を別紙（６）とする。

8 平成３年４月１２日付け基発第２５９号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」の改正

（１） 記の第１の２の（４）のト中「、第３号又は第７号」を「又は第３号」に改める。

（２） 記の第２の２の（５）のハ中「③の口欄」を「④の「業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類」欄」に改める。

労働者災害補償保険 特別加入承認 通知書  
 特別加入者の給付基礎日額決定

( 枚の内 枚目)

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号				枝 番 号		承認番号	

事務組合・事業  
 又は団体の名称

年 月 日 付けて申請・届出のあった  
 の特別加入については、下記の附款を附して  
 年 月 日 から別紙のとおり承認します。  
 ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

特別加入者に係る給付基礎日額については、  
 年 月 日 から別紙のとおり決定します。

年 月 日

労働局長 印

殿

※ 附款

- 以下の事由が生じた場合は、特別加入に関する変更届を労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届出を行うこと。届け出た日の翌日以降14日以内の希望する日から、労働者災害補償保険法所定の効果を生じます。（加入時健康診断が必要な者は、所轄局長の承認が必要です。）
  - 承認された者について、①氏名②従事する業務内容又は作業内容③事業主又は一人親方との関係を変更したとき
  - 新たに特別加入者の要件に該当する者が生じた場合
  - 特別加入者の要件に該当しなくなった者がいる場合（全員が脱退する場合を除く）
- 届出がない場合又は届出があっても災害が生じた後に届出がなされた場合には、上記の効果は生じません。
- 家内労働者については、当該承認の日に属する保険年度の末日までの期限付き承認となります。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）  
 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）  
 ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

## 保険給付の対象についての留意点

特別加入された方が被災した場合、その災害が保険給付の対象となるか否かは、厚生労働省労働基準局長が定めた基準により認定することとなっており、この基準ではおよそ次のものが保険給付の対象となります。

また、特別加入前に発生した事由による負傷、疾病等に関しては、保険給付等が行われません。

なお、疾病の判断のために、就業時間を証明するものが必要となる場合があります。

### 中小事業主の方々の場合

保険給付の対象となるのは、当該事業に所属する労働者が行う業務に準じた業務による災害です。したがって、次の業務による災害は保険給付の対象となりません。

- ① 特別加入申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間外に行う業務  
（ただし、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内であるものを除く。）
- ② 中小事業主等の特別加入者が、事業主の立場において行う事業主本来の業務  
（例えば、役員会議、事業主団体の会議への出席等。）

### 一人親方等の方々の場合

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

### 海外派遣者の方々の場合

保険給付の対象となるのは、国内において労働者が被った災害と同じものです。したがって、例えば、第三者の一方的な加害行為による災害、戦争の巻き添え災害、特定の地域においては誰でも感染するような伝染病や風土病にり病した場合等については一般に保険給付の対象にはなりません。

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。







労働者災害補償保険 特別加入脱退承認通知書

別紙別添3

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号				枝 番 号		承認番号	
事務組合・事業 又は団体の名称												
<p>年 月 日 付けで申請のあった</p> <p>の特別加入脱退については、</p> <p>年 月 日 から別紙のとおり承認します。</p>												
<p>_____ 年 月 日</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>_____</p>												

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

労働者災害補償保険 特別加入脱退不承認通知書

別紙別添 4

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号					枝 番 号	

事務組合・事業  
又は団体の名称

年 月 日 付けで申請のあった

の特別加入脱退については、下記の理由により承認しません。

承認しない理由	
---------	--

年 月 日

労働局長 印

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

労働者災害補償保険 中小事業主等 一人親方等 特別加入承認取消通知書  
海外派遣者

別紙別添5

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基 幹 番 号				枝 番 号		承認番号	
事業場の名称 又は団体の名称													
事業場の所在地 又は団体の所在地													
保険加入者の氏名 又は団体の代表者氏名													
<p>年 月 日 付けで承認した上記に係る</p> <p>の特別加入について、労災保険法 の規定により</p> <p>年 月 日 付けをもって取消したので通知します。</p>													
承認取消理由													
<p>年 月 日</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>_____</p>													

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

